

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費) 円(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)	円(消費税込)	※1
見積金額(被災者負担分)	円(消費税込)	

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)※2	備考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円
準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

西尾市長様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年月	住所
会社名	
代表者名	
電話番号	

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年月	住所
氏名	
電話番号	

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名